

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程

昭和 55 年 3 月 31 日

訓令甲第 9 号

〔沿革〕 昭和 57 年 10 月 訓令甲第 23 号（い）
63 年 6 月 同第 12 号（ろ）
平成 4 年 2 月 同第 5 号（は）
18 年 12 月 同第 38 号（に）
22 年 10 月 同第 26 号（ほ）
令和 元年 6 月 同第 20 号（へ）
3 年 3 月 同第 11 号（と）改正

（目的）

第 1 条 この規程は、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 27 年東京都条例第 135 号。以下「条例」という。）に定める協力援助者と認定された者（以下「協力援助者」という。）及び協力援助者の遺族に対して支給する災害に伴う見舞金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（見舞金の種類）

第 2 条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 負傷見舞金

（死亡見舞金）

第 3 条 死亡見舞金は、協力援助者が協力援助行為により死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に支給する。（ろ、は）

- 2 前項の見舞金の額は、3,000 万円とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）が適用される事案については、2,250 万円とする。

（遺族の範囲及び順位）

第 4 条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。（ほ）

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

- 2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる者の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

（障害見舞金）

第 5 条 障害見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和 43 年 6 月 13 日東京都公安委員会規則第 10 号。以下「規則」という。）別表第 2 に定める程度の障害が存する場合に、当該協力援助者に支給する。（い、に）

- 2 前項の見舞金の額は、別表第 1 に定める各障害等級に応じた額とする。ただし、自賠法が適用される事案については、別表第 2 に定める各障害等級に応じた額とする。

（負傷見舞金）

第 6 条 負傷見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、2 週間以上の療養を必要とする場合に、当該協力援助者に支給する。

- 2 前項の見舞金の額は、別表第 3 の基準による。

(見舞金の調整)

第 7 条 障害見舞金を受けた者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに規則別表第 2 中の他の障害等級に該当するに至つた場合、又は障害見舞金を受けた者が同一の傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から障害の程度変更前又は死亡前の障害の障害等級に応ずる障害見舞金の額を減じた額を支給する。(い、に)

- 2 障害のある者が、協力援助行為による負傷又は疾病によつて更に同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害の障害等級に応ずる障害援助者の額から加重前の障害の障害等級に応ずる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

(支給の決定)

第 8 条 警視総監は、療養給付、障害給付若しくは遺族給付又はこれらの給付についての未支給の給付に係る規則第 15 条第 1 項又は第 16 条第 5 項の支給に関する決定を行うときは、併せて、協力援助者の協力援助行為の内容を審査し、この規程に基づく見舞金の支給に関する決定を行い、別記様式第 1 の「見舞金支給決定通知書」により、規則第 2 条に定める取扱所属長を経由して、当該給付を受ける協力援助者又は協力援助者の遺族に通知する。障害給付に係る規則第 18 条第 1 項の決定を行うときも同様とする。

(ほ)

- 2 警視総監は、前項の審査において、当該協力援助者に重大な過失が認められる場合等であつて、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の見舞金の額を支給することが著しく妥当性を欠くと認められるときは、見舞金を支給しない、又は見舞金の額を減じることができる。

(見舞金の支給)

第 9 条 見舞金は、前条第 1 項の決定後速やかに、口座振替により支給するものとする。(ほ)

(記録簿)

第 10 条 給与課長は、見舞金支給記録簿(別記様式第 2)を備え付け、見舞金の実施に関し必要な事項を記録するものとする。(に、ほ)

付 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日以降に支給事由の生じた災害から適用する。

附 則 (平成 18 年 12 月訓令甲第 38 号)

この訓令は、平成 18 年 12 月 22 日から施行し、この訓令による改正後の警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和元年 6 月訓令甲第 20 号)

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警視庁本部処務規程等の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和 3 年 3 月訓令甲第 11 号)

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の聴聞官の指定等に関する規程等の様式（以下「改正前様式」という。）で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修正により難しい場合には、当分の間、改正前様式を使用することができる。

別表第 1 (第 5 条関係)

＼	見舞金額
第 1 級	3,000 万円
第 2 級	2,590
第 3 級	2,220
第 4 級	1,890
第 5 級	1,570

第 6 級	1, 300
第 7 級	1, 050
第 8 級	820
第 9 級	620
第 10 級	460
第 11 級	330
第 12 級	220
第 13 級	140
第 14 級	80

別表第 2（第 5 条関係）

	見舞金額
第 1 級	2, 250 万円
第 2 級	1, 940
第 3 級	1, 660
第 4 級	1, 410
第 5 級	1, 170
第 6 級	970
第 7 級	780
第 8 級	610
第 9 級	460
第 10 級	340
第 11 級	250
第 12 級	170
第 13 級	110
第 14 級	60

別表第 3（第 6 条関係）

療養期間	基本額	功労加算
------	-----	------

2 週間以上 1 か月 未満	12 万円以内	8 万円以内
1 か月以上 3 か月 未満	20 万円以内	20 万円以内
3 か月以上	40 万円以内	40 万円以内

別記様式第1（第8条関係）

年 月 日

殿

警視總監

見舞金支給決定通知書

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規程第8条の規定に基づき、下記のとおり見舞金の支給を決定したので通知します。

記

- 1 協力援助者の住所、氏名及び認定番号
- 2 見舞金の種類 ☐ 死亡見舞金
☐ 障害見舞金
☐ 負傷見舞金
- 3 支給金額 円
- 4 支給事由 ☐ 協力援助者死亡
☐ 障害等級第 級認定
☐ 傷病名
- 5 自賠法の適用 ☐ 有
☐ 無
- 6 死亡見舞金の場合の受給者氏名

注 該当する□にレ印を付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2 (第10条関係)

見舞金支給記録簿

協力援助者氏名 生 年 月 日				認定番号		-	
住 所				年 月 日生		傷 病 名	
職 業						被災年月日 年 月 日	
取扱 所 属						治ゆ年月日 年 月 日	
見舞金の種類				☐ 死亡見舞金 ☐ 障害見舞金 ☐ 負傷見舞金		死亡年月日 年 月 日	
事 案 の 概 要 				自賠法の適用 ☐ 有 ☐ 無		死亡者との続柄 支 給 金 額 円	
死亡 見舞金 支給決定年月日 年 月 日				受給者(遺族)氏名 年 月 日		所 住 円	
障害見舞金 支給決定年月日 年 月 日				障害の部位及び程度 年 月 日		① 第 級 号 (年 月 日決定) ② 第 級 号 (年 月 日決定)	
支給決定年月日 年 月 日				支給金額 円		摘 要	
支給決定年月日 年 月 日				支給金額 円		摘 要	
負傷見舞金 支給決定年月日 年 月 日				年 月 日		支 給 金 額 円	

注 該当する□にレ印を付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。